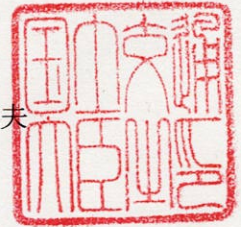


行政文書開示決定通知書

弁護士 渡部 友一郎 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



令和6年2月28日付けで請求され同月29日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- ・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案 内閣法制局説明資料
- ・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案 参考資料集

請求文書名：

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(国土交通・財務・農林水産・経済産業省・2024年2月13日閣議決定)に係る内閣法制局の審査事務(内閣法制局設置法第3条第1号)に関して作成された行政文書のうち(省庁により名称は異なるが、概ね、内閣法制局説明資料・逐条説明などと呼称される)法案の条文または論点に対応する形で解説または説明が記載されている行政文書

2 不開示とした部分とその理由

- ・「説明資料」の物流事業者における集配拠点の情報及び「参考資料集」p32の目次、内容については、本来公表されることのない法人の内部情報であり、これを公にすることにより法人の正当な利益が害されるおそれがあることから、法第5条第2号イに規定する「当該法人等の正当な利益が害されるおそれがあるもの」に該当し、また、法第5条第2号ロの「行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないとされているもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することが